

1. 電子画像管理加算について

電子画像管理加算は、同一の部位につき、同時に2種類以上の撮影方法を使用した場合は一連の撮影とみなし、主たる撮影の所定点数のみ算定する。

※診療報酬の算定方法の一部改正に伴う留意事項について

(平22.3.5 保医発 0305第1 第4部画像診断

通則7(2))

以上の通知より、一日でのパノラマと標準型等の撮影に対しては、電子画像管理加算の算定は主たる撮影に対する算定になります。

埼玉県支払基金では9月審査分は返戻になりますが、10月審査分より査定となりますのでご注意ください。

[例]

1. 実日数 1日

パ電

 402×1

電

 48×1

⇒

パ電

 402×1

単デジ

 38×1

2. 実日数 1日 パノラマ前標準

パ電

 402×1

電

 58×1

⇒

パ電

 402×1

単デジ

 48×1

※明細書記載要領 「X線・検査」欄
ク 「その他欄について」

(イ)

全顎撮影 (デジタル)

 の場合は

全デジ

 と表示し、枚数及びその合計点数を記載すること。歯科エックス線撮影の全顎撮影以外 (デジタル撮影) の場合は

単デジ

、歯科パノラマ断層撮影 (デジタル撮影) の場合は

パデジ」と表示し、点数及び回数を記載すること。(中略)なお、電子画像管理加算を算定したデジタル撮影については、(ク)の電子管理加算に係る規定により記載すること。

- (ク) 電子画像管理加算を算定した場合は、歯科エックス線撮影の場合は「電」、歯科パノラマ断層撮影の場合は「パ電」、その他の場合は「他電」と表示し、それぞれの加算点数を所定点数に合算した点数及び回数を記載すること。

2. 歯周外科手術を伴う4歯未満の暫間固定

- 1) 手術当日の暫間固定は手術に含まれ算定できない(手引 P.40)。
- 2) 手術を予定する場合の固定源となる歯を含めない4歯未満の暫間固定は「簡単なもの」を算定する(手引 P50)。

以上より実日数が1日については算定できません。

会員からの質問 9月

1. 保険ニュースNO439の添付資料の関東厚生局提出の明細書発行について「正当な理由」に該当する旨の届出書の提出は必要あるのでしょうか。以前に支払基金・国保連合会に「レセプトオンライン請求に関する省令改正」に係る以下の届出を行いました。現在のまま請求（手書きレセプト）を続けられる。（様式第1号）を提出しました。

明細書発行について「正当な理由」に該当する旨の届出書の正当な理由に載っていないので、提出の必要はない。（関東厚生局に確認した。）

2. 義管の困難加算、新製義歯の装着日
1 歯欠損の義歯で対顎が総義歯の場合、咬合機能回復困難患者加算 40 点は請求可能ですか

請求可能、ただし、診療報酬明細書においては、対顎が総義歯であることがわかるように「摘要」欄にその旨を記載することが望ましい。

新製義歯の装着日を摘要欄に記載は必要ですか。（装着月）

必要ありません。ただし、月が変わった場合は必要です。

3. 特例としての保険外併用治

4 3 2 1	1 2 3 4 5	義歯なし
3 2 1	1 2 3	義歯なし

2 のMBのダミーの切縁が破折し、審美障害を訴えている。

10年程前に上下、共に装着していない。

厚生労働省のホームページを見た患者によると3±3の前歯部は特例として差額を支払えば、保険外併用治療が可能であると主張しています。

診療報酬請求の手引き P100 を F A X した。

貴金属による前歯部の鑄造歯冠修復

- ① 金パラ合金として使用した貴金属との材料差額である。12%金銀パラジウム合金の修復物として保険請求し、材料差額を患者から徴収する。
- ② 対象は前歯部の鑄造歯冠修復（単純、複雑、3/4冠）に貴金属（金合

金、白金加金) を使用した場合のみである。

- ③ 材料差額 (患者負担額) = 貴金属購入価格/g × 使用量/g - 保険医療材料料 (金パラ) × 10 12%金銀パラジウム合金の保険材料料は 619/g であり (平成22年4月現在)、使用した貴金属の価格から以下の額を差し引いた金額を患者より徴収する。

CK : 単純なもの 510 円、複雑なもの 1,010 円、3/4 冠 : 1,240 円

4. 初診時における歯科疾患管理料について

歯管を算定し、管理計画に基づく治療の終了日又は中断から2か月を超えた場合で再度、初診料を算定する場合は摘要欄に前回治療終了年月日を記載するとあるが前回の終了日はどの位遡る必要があるか。

決まりはありません。

前回治療終了年月日を記載ください。

5. 病院 (医科) よりMRI撮影のため、当院 (歯科) へ磁気は使用してはな
いかと依頼がありました。

磁気は使用していませんので、MRI撮影は大丈夫ですと、病院に答えたので、情報提供料 (I) 250点を算定し、レセプトを出したところ、「病名」がないとのことで、返戻されました。

病名は何と記載すればよろしいか。

医科の病名をつけて、摘要欄にて説明する。

査返戻付せん一覧表 (定型)

H22.2

項目	事 例			
傷病名	GAの起因病名なし			
	ダツリ病名			
	GAの起因病名 (C、P u l、G)			
	外傷・打撲病名について			
医学管理	疑い病名での指導・投薬		初診月 検査のない指導等	
	義管 困難加算 (+40点)		義管 (+40点) 算定要件	
	歯周病 検査のない歯管			
投薬	Pの抗生剤			
	薬剤の適応		適応外投与 ()	
	アフタゾン	セフゾン細粒小児用	ネオステリングリーン	ボルタレン
	塩化リゾチーム	ソランタール	ノイターゼ顆粒	レフトーゼ
	エンピナス	ソレトン	ノイチーム	ロルカム
	ケナログ	ダーゼン	ヒシターゼ	
	ジスロマック	テルコテル	フェナゾックスカプセル	
ジソペイン	ニコラーゼ	ブルフェン		
ゼオエース	ニフラン	フロベン		
画像	パノラマとデンタル			
	少数歯のパノラマ			
処置	歯周基本治療①、②		薬物塗布	
	P処		シーラント	
手術	口腔内消炎手術			
	歯肉弁切除・開窓術			
	初診月でX線のない難抜歯・埋伏歯			
	膿瘍病名のない切開			
	HETに+100点			
歯冠修復	コンビネーションインレーの歯冠修復			
	インレーを伴う異種充填の歯冠修復			
	KP (複) → 充填 (単)			
	歯牙破折病名に充形・修形			
	初診日のメタルコア			
	給付外ブリッジ			
付託	P病名にTFix (歯周組織検査の算定がない場合)			
	G・HysにX線			
	SPT (SPT開始月に歯周組織検査の算定がない場合)			

2-6. お申込の組み合わせ例①

■レックの導入からパソコンの購入まで全てお任せしたい方向け

(1) 導入前、導入時



(2) 導入後

- 患者登録(1回)
- インストール対応(6時間)
- インストール対応(リモート) ※期間3ヵ月/自動継続

組み合わせ①

2-6. お申込の組み合わせ例① 初期導入費用の内訳

区分	サービス名	単位	料金(税別)
基本サービス	登録料	一式	¥50,000
	導入支援基本サービス	一式	¥50,000
導入支援オプションサービス	機器設定・LAN工事	一式	¥82,000
	患者登録	1日	¥50,000
機器購入サービス	ノート型パソコン	1台	¥107,000
	レーザープリンター(ゼロックス)	1台	¥92,000
	ルーター	1台	¥5,000
インストール対応サービス	HUB	1台	¥1,000
	インストール対応(6時間)	一式	¥69,000
インストール対応(リモート)サービス	インストール対応(リモート)	一式	¥8,000 (3ヵ月)
	総合計		¥514,000

組み合わせ①

2-6. お申込の組み合わせ例②

■ある程度お客様ご自身で実施して、初期費用を抑えたい方

(1) 導入前、導入時



(2) 導入後

- 患者登録(1回)
- インストール対応(6時間)
- インストール対応(リモート) ※無料期間のみご利用頂けます。

組み合わせ②

2-6. お申込の組み合わせ例② 初期導入費用の内訳

区分	サービス名	単位	料金(税別)
基本サービス	登録料	一式	¥50,000
	導入支援基本サービス	一式	¥50,000
導入支援オプションサービス	機器設定・LAN工事	一式	¥82,000
	ノート型パソコン	1台	¥107,000
機器購入サービス	総合計		¥289,000

組み合わせ②

H 2 2 . 9 月 部会報告

- ・ 電子化レセプトの免除・猶予の届出期限を迎えますが、まだの方は、正副2部提出すれば副が戻ってきますのでそれで受理された事が確認できます。既に提出なさったかたで受理されたか不安な方は各自で監査課にお問い合わせてください。
- ・ **止血シーネ**
病名 ・ 術中止血、術後出血
摘要記載 例、(血友病、糖尿病、高血圧)によりワーファリン(等抗凝固剤)服用中
- ・ **顎関節症とうつ病の併記病名**
医療機関にお問い合わせたら上記病名レセプト件数が減った。
- ・ **直接覆罩後の同月のK Pは不可**
直接を間接覆罩に査定されます
- ・ **D u 1 病名のみ義管の算定**
義歯フテキD u 1、義歯によるD u 1 病名が望ましい為返戻
- ・ 検査のないP病名とそれ以外の疾患がある場合は歯管の算定にあたっては、P病名はレセプトに入れないで下さい。
- ・ 6ヶ月以内の義歯再作製は、不可。遠隔地転居の場合は算定可
セットからセットまでで6ヶ月という話もありますが、セットから6ヶ月経過しないと印象が算定できないという保険者もあります。その場合、新義歯作成したにもかかわらず修理の50/100の点数になるというところもあるそうです。
- ・ P混検の年齢制限はなくなりました。
- ・ P病名での抜歯は抜き出す必要なしと疑義解釈にはありますが、できれば抜き出すべきだそうです。

- ・ **MT (Br)での歯管** (例、③④⑤)
 P病名がなく歯管の算定するには、③ C、⑤ Perなどと記載すれば大丈夫です。
 MT (Br)のみだとそのうち返戻でなく査定になりますのでご注意ください。
- ・ **P精検は中等度以上(4mm以上のポケット)での算定ですが、必ずしも外科の必要はありませんので初診から積極的に算定してください。**
 尚、検査項目は 4点以上のポケット測定
 プロービング時の出血の有無
 歯の動揺度検査
 プラークチャートを用いてプラークの付着状態を検査した場合に算定できます。(4つすべて)
- ・ 査定の区分には(医療機関には知らされていません)A, B, Cとあるそうです。それぞれ30%、20%、50%に分けられていてP精検が、多いとその歯科医院はAとか決められているそうです。(先ほどP精検を算定して欲しいという内容とは矛盾しますが・・・)
- ・ 国保 5⇕6 MTでバーの算定が返戻されたそうです。
 (決してありえないことではないとおもいます)
- ・ 7⇕5 MTでバーの算定 査定
- ・ T cond
 上下25回算定 週1回に査定
- ・ 新義歯セット後の T-cond 査定
- ・ 連月のリソウ 修理に査定
- ・ 5本の根治でデンタル19枚 数枚査定
- ・ 支台築造時にう蝕処置 査定
- ・ 歯科医師国保
 負担増の話あり

- ・ 手書きのレセプト

保険者によってはパソコンに入力して縦覧するところも出てきました。

- ・ 社保

義歯フテキ病名での修理 算定可 (摘要不要)

- ・ 萌出困難 口腔内消炎処置 (弁切 120点) 算定可

以前は開窓術 (120点) でないとダメだったのがまた復活

- ・ Perico 病名

弁切 + 検査 同時算定可

膿瘍切開 + 検査 同時算定不可

- ・ 歯周外科で簡単な T-fix は、実日数 2 日あれば OK

- ・ 継続治療中の再パノラマ 6ヶ月くらいたてば・・・(傾向診療には注意してください)

- ・ 伝麻 3番では???

- ・ 返戻の注意点

初診月 P とその他の病名ありで検査のない歯管

C 病名での除去 30点 (充填物の除去でも急性のコメントあれば OK)

はぎしり病名での床調整は査定

同一歯牙に 2 回の切開は査定、連続 2 歯は、実日数 1 日でなくとも査定。1 本おいて隣の場合は算定可

歯根分割の 2 回算定は 1 回に査定

乳歯の EMR 先失を除き査定

萌出困難に弁切 請求どおり

永久歯列のP混検（学童期）は請求どおり

- ・ P急発のP処

（社保）P処、ペリオクリン（ペリオフィール）

ともに月4回OK

（国保）月2回OK

（P基処はP処算定月は算定不可）

保険者の事務負担を軽減する観点から被保険者証の事務所及び事業所所在地の記載を保険者の判断で省略できるようになった。

省令の改正(H22.8.31施行)

- ・ 個別指導の責任者

医療指導監視監査官（森事務官）

指導医療官（技官）はあくまで医療内容

- ・ 生PZと同日の覆罩は算定不可

- ・